

役員報酬規定

(総則)

第1条 本会の役員報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬基準の決定)

第2条 役員の報酬は、月俸制とし、法人全体の運営管理に関する職務遂行状況を勘案し、理事会の決定によって定める。

(報酬額の決定)

第3条 役員の報酬は代表理事および共同代表理事が合議しこれを定める。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、月俸額を毎月1回翌月の25日に支給する。ただし、その日が休日に当るときは繰り上げて支給することができる。

2 報酬は、所得税その他法令等により控除すべき金額を控除し、その残額を支給する。

(退任者等の報酬)

第5条 役員が退任もしくは解任されたとき、または死亡したときは、当該日から7日以内に当該月支給額を日割計算により計算した額を本人または遺族に支給する。

(新任者の報酬)

第6条 月の途中において役員に選任されたときの当該月の支給額は一か月を30日とする日割り計算により起算日から計算した額とする。

2 前項における起算日は理事会での選任日とする。

(端数の処理)

第7条 この規定により計算した金額に1円未満の端数があるときはその金額を切り捨てるものとする。

付 則

1 この規定は、平成27年12月4日から施行する。

地域精神保健福祉機構給与規程

平成19年3月27日 制定
平成20年3月28日 改正

(目的)

第1条 この規程は、職員就業規則第39条に基づき、職員の給与について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員就業規則第3条1項に定める、職員に適用する。

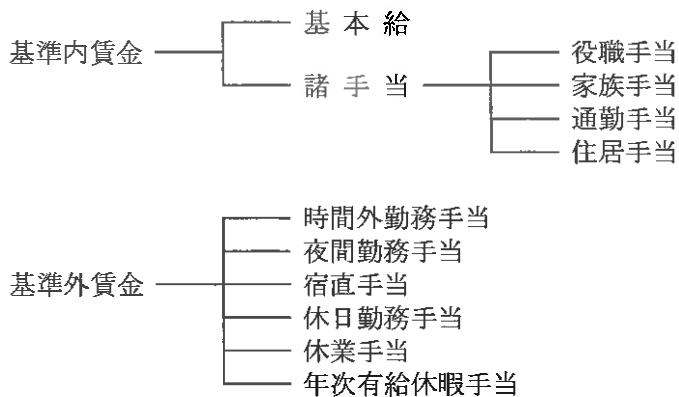
2 嘱託及び非常勤職員など臨時に採用された者などの給与に関する事項は、特別の定めをした場合にはその定めによる。

(給与の範囲)

第3条 この規程における給与とは、基準内賃金、基準外賃金、賞与その他労務の対価として支払うものをいう。

(賃金の体系)

第4条 賃金の体系は次のとおりとする。



(賃金算定日および支払日)

第5条 基本給・諸手当は当月(1日から末日まで)分、基準外賃金は前月1日から前月末日分までを、各々一賃金計算期間とし、これらを当月25日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

(賃金の計算方法)

第6条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対する基本給を支給しない。ただし、この規程および職員就業規則に別段の定めのある場合はこの限りではない。

2 前項において、当月21日以降分の就業時間計算は、翌月に措置する。

(賃金の支払方法)

第7条 賃金は、別段の定めがある場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、職員との協定が成立した場合は、本人名義の銀行口座に振込み支払うことができる。

(賃金の控除)

第8条 次に記載するものは、賃金支払いの際控除する。

(1)法令で定めるもの

- ①源泉所得税
- ②源泉住民税
- ③健康保険料
- ④厚生年金保険料
- ⑤雇用保険料

(2)職員と書面によって協定されたもの

- ①職員親睦会会費

(非常時払い)

第9条 第5条の規定にかかわらず、職員またはその収入によって生計を維持する者が、次に記載する事項に該当するときは、既往の労働に対する賃金の額を限度として支払うことができる。

- ①出産の場合
- ②負傷または疾病のため費用を要する場合
- ③天災その他災害を被った場合
- ④婚礼または葬儀の費用にあてる場合
- ⑤やむを得ない事由により、1週間以上帰郷する場合
- ⑥その他法人で特に必要と認めたとき

(退職及び死亡時の支払)

第10条 職員が退職または死亡した場合において、本人または遺族から賃金の支払請求があったとき、第5条の規定にかかわらず、7日以内に既往の労働に対する賃金を支払う。

(基準内賃金)

第11条 基準内賃金(基本給、役職手当、家族手当、通勤手当、住居手当) は、月額により定める。

(出勤率の計算)

第12条 出勤率の計算は、前月21日から当月20日までを単位とし、欠勤、遅刻、早退および私用外出の不就業時間は、時間計算による。

(中途採用者、退職者、休職者、復職者の賃金計算)

第13条 賃金計算期間の中途において、採用、退職、休職、復職した者の基準内賃金の計算は日割計算とし、賃金計算期間中の実労働日数相当額を支給する。

(業務外の傷病による休職者の取扱い)

第14条 業務外の傷病により休業する期間中は、賃金を支給しない。

(争議中の賃金)

第15条 争議行為によって職場を離れたときは、その時間に対する賃金は支給しない。

(端数処理)

第16条 日割計算、時間割計算、時間外勤務手当などの算出にあたり、10円未満の端数が生じたときは、各賃金項目ごとにその端数を切り上げて計算する。

(基本 納)

第17条 基本給は、次に記載する要素によって決定する。

- ①年齢
- ②勤続年数
- ③前歴
- ④学歴
- ⑤職能

(基本給の算出方法)

第18条 職員の給与は、職務の責任の度合い、専門性、複雑・困難性、経験に基づき決定する。

2 法人の財政事情により一定の減額措置を行うことができる。

(昇 級)

第19条 職員の昇級は、定期昇給、特別昇給および臨時昇給の3種とする。

2 定期昇給は、原則として毎年1回4月1日付をもって実施する。ただし、財政状況により実施しないことができる。

3 特別昇給および臨時昇給は、必要がある場合に行う。

4 満60歳を越えて在勤する場合は、年俸制とする。

(昇給の条件)

第20条 定期昇給および臨時昇給は、引続き6か月以上勤務した者について行う。

2 次に記載する者は、前項の規定にかかわらず、昇級の資格を有しない。

- ①勤務成績不良の者
- ②業務外の事由により、実就業日数が所定就業日数の3分の2に達しない者
- ③休職中の者
- ④退職手続き中の者
- ⑤その他昇級することが不適当と認められる者

(役職手当)

第21条 役職手当は、職務上管理的地位にある職員に対して、別に定める内規により支給する。なお、役付手当を支給する職員には、時間外勤務手当を支給しない。

(家族手当)

第22条 家族手当は、職員に同居する扶養家族があるときに、別に定める内規により支給する。

2 扶養家族とは、職員の収入によって生活を維持する配偶者および18歳未満の子女、60歳以上の父母をいう。

3 家族手当は、扶養家族をもつて至った賃金計算月の翌月から扶養家族でなくなった当月まで支給する。扶養家族の変更については、遅滞なく届出なければならない。これを怠った者には、家族手当を支給しない。

(通勤手当)

第23条 所定の交通機関を利用して通勤する者に対しては、利用交通機関の定期代金を支給する。なお、支給の上限を非課税限度額とする。

2 自動車通勤(2Km以上)による場合は、次の区分により通勤手当を支給する。

2km～ 5km未満	月額 2,000 円
------------	------------

5km～10km未満	月額 4,100円
10km～15km未満	月額 6,500円
15km～20km未満	月額 8,900円
20km～25km未満	月額 11,300円
25km～30km未満	月額 13,700円
30km～35km未満	月額 16,100円
35km～40km未満	月額 18,500円
40km以上	月額 20,900円

3 自動車通勤による通勤手当支給の要件は次のとおりとする。

- (1)専有の車両を所有していること
- (2)自動車保険(自賠責および任意)に加入していること
- (3)交通法規を遵守し、安全運転を励行すること
- (4)事故が起きた場合には速やかに報告すること
- (5)事故には法人は一切の補償を行わないこと
- (6)法人が損害を被る場合には賠償を請求することができること
- (7)車両登録・通勤形態変更などが生じた際は、速やかに届出すること

(住居手当)

第24条 住居手当は、法人契約施設入居者以外の職員に対し、別に定める内規により支給する。

2 住居手当の支給条件は、次のとおりとする。

- ①世帯主またはこれに準ずる者にのみ支給する

(時間外勤務手当)

第25条 時間外勤務手当は、正規の就業時間を超えて勤務することを命じ、その勤務に服した職員に支給する。

2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た金額とする。

$$\text{時間外勤務手当} = \frac{\text{(基本給)} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間数}}{1\text{か月の平均所定労働時間}}$$

(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合にその時間に応じて支給する。

2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、1時間当たりの算定基礎額に100分の125を乗じて得た金額とする。

$$\text{夜間勤務手当} = \frac{\text{(基本給)} \times 1.25 \times \text{夜間勤務時間数}}{1\text{か月の平均所定労働時間}}$$

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、休日に勤務することを命じ、その勤務に服した職員に支給する。ただし、振替休日を与えられた場合は、休日勤務手当は支給しない。

2 休日勤務手当の額は、前条と同額とする。

$$\text{休日勤務手当} = \frac{(\text{基本給}) \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}}{\text{1か月の平均所定労働時間}}$$

(休業手当)

第28条 職員が、法人の責に帰すべき事由により休業した場合においては、休業1日につき、平均賃金の100分の60を支給する。

(年次有給休暇手当)

第29条 職員が、年次有給休暇を取得した場合においては、その時間について所定労働時間を労働した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

(特別休暇等の賃金)

第30条 職員就業規則第30条から第32条までの特別休暇(病気休暇、産前産後休暇、生理休暇等)により、勤務しなかった日および月の賃金は支給しない。

2 職員就業規則第9条の休職期間中の賃金は支給しない。

(賞与)

第31条 賞与は、法人の業績と職員の勤務成績等を勘案して、年3回まで支給することができる。ただし、法人の財政事情の悪化、その他やむを得ない事情が生じた場合は、支給日の変更、または支給額の減額、もしくは不支給とする。

(賞与受給の条件)

第32条 賞与受給資格者は、基準日に在籍する職員とする。ただし、次に記載する者については、減額又は支給しないことができる。

- ①採用後6か月を経過しない者
- ②勤務成績不良の者
- ③休職中(1か月を越える)の者
- ④その他事務局長が支給することが不適当と判断し、代表理事の承認を得た者

3 嘱託職員および非常勤職員への支給については、別に定める。ただし、雇用契約書等で予め支給額などが明示されている者は、その額とする。

(賞与の基準日と算定期間)

第33条 賞与支給の基準日は、夏季は6月1日、冬季は12月1日、期末手当は3月20日とする。

2 賞与の算定期間は、夏季は前年12月1日から当年5月31日までとし、冬季は6月1日から11月30日とする。期末手当は、当該年度の基準日までとする。

(年度内支給の原則)

第34条 諸事情により支給が遅延した場合においても、代表理事の確認を経て当該年度決算書が評議員会にて承認される前であれば支給することができる。ただし、決算書が承認された後については、いかなる場合も年度を越って請求・支給することはできない。

(退職金の支給)

第35条 職員として永年勤続し退職する者に対しては、在職中の功労に報い、かつ退職後の生活補助に資するため、退職金を支給する。なお、詳細については別に「退職金規程」を定める。

(旅費の支給)

第36条 職員に出張を命じた場合には、出張中の費用として交通費その他に要した実費を支給する。
なお、詳細については別に「旅費規程」を定める。

(規程の改廃)

第37条 この規程の改廃は、理事会において行う。

(付則)

この規程は、平成19年 4月 1日より 施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日より 施行する。

給与規程に関する細則

平成20年3月28日 制定

1.行政職俸給表を参考にして各人の基本給を決定する。昇級は年1回とする

2.非常勤の場合は、時給制とし、手当・賞与は原則として支給しない

3.当面は財務状況に配慮しながら昇級、ベースアップ、賞与等を決める

4.次の諸手当を新設する

①家族手当

配偶者	13,000円
子	各6,500円(注: 1人目について配偶者がいない場合11,000円)
父母等親族	各6,500円

②住宅手当

借家の場合:	20,000円
持家の場合:	10,000円

(作成例)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構	事業年度	30 31年4月1日～31年3月31日
-----	---------------------	------	------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	✓ 420,000 円
賛助会員受取会費	✓ 43,150,672 円
受取寄付金	✓ 7,716,662 円
受取民間助成金等	✓ 17,513,142 円
研修事業収益	✓ 13,491,840 円
出版事業収益	✓ 25,580,527 円
受託事業収益	✓ 3,181,193 円
受取利息	✓ 109 円
雑収入	✓ 1,295,014 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	✓ 112,349,159 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
理事6名	✓ 12,750,000 円
正会員9名	✓ 3,150,000 円
	円
	円
	円
合 計	✓ 15,900,000 円

(3) その他

なし

借入金の明細

2019年6月31日 現在

借入先	金額
理事 [REDACTED] (短期借入金)	1,000,000 円
理事 [REDACTED] (短期借入金)	1,500,000 円
理事 [REDACTED] (短期借入金)	8,540,000 円
理事 [REDACTED] (短期借入金)	1,500,000 円
理事 [REDACTED] (短期借入金)	200,000 円
理事 [REDACTED] (短期借入金)	10,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	100,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	500,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	1,000,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	1,000,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	50,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	100,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	100,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	50,000 円
正会員 [REDACTED] (短期借入金)	250,000 円
合計	15,900,000 円

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		9,620,000円	研修事業等助成金
		7,853,142円	精神障害の正しい知識の普及啓発事業補助金
		1,399,261円	DM委託事業費、販売手数料、広告費
		1,080,000円	サービスモニタリング作業費
		1,000,000円	リカバリー全国フォーラム2018事業協力寄付金

(2) 支出の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		14,025,265円	書籍等印刷製本費
		12,469,891円	発送物立替送料、発送作業料等
		4,290,153円	事務所家賃、光熱水費
		2,386,142円	研修会会場費
		1,635,680円	書籍印刷製本費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	住所又は所在地	譲渡年月日	譲渡価格	譲渡資産の内容等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
13人	34,458,630円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
なし				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
.				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
なし		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円
.		円

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載方法

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、○○事業収益、○○資産売却収益、受取利息収益等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生じる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族

② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
口 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

イ

区分	項目 役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④		割合 (④÷①) ⑤
				④	⑤	
Ⓐ 30年4月1日～31年3月31日	16人	0人	0%	0人	0%	
Ⓑ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓒ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓓ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
Ⓔ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	
申請時	12人	0人	0%	0人	0%	

Ⓐ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

口

各社員の表決権が平等である	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
定款第30条に「各正会員の表決権は、平等なものとする」と規定						

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

八

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㊂ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項目	記載方法	注意事項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「⑥」～「⑩」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「⑪」、「⑫」及び「⑬」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

役員の状況

第3表付表1

法人名		(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
役員数	16人	人	人	人	人	人	12人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	0人

役員の内訳

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					就任・退任年月日
				(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	
大嶋 嶽		代表理事	なし	○					平成19年1月26日就任
伊藤 順一郎		共同代表	なし	○					平成19年1月26日就任
宇田川 健		共同代表	なし	○					平成19年1月26日就任
桶谷 肇		理事	なし	○					平成19年1月26日就任
後藤 雅博		理事	なし	○					平成19年1月26日就任
西尾 雅明		理事	なし	○					平成19年1月26日就任
西尾 雅明		理事	なし						平成30年6月30日退任
遊佐 安一郎		理事	なし	○					平成19年1月26日就任
増川 信浩		理事	なし	○					平成22年7月1日就任
藤野 英明		理事	なし	○					平成22年7月1日就任
大野 裕		理事	なし	○					平成24年7月1日就任
島田 豊彰		理事	なし	○					平成26年7月1日就任
外波山昇志		理事	なし	○					平成28年7月1日就任
外波山昇志		理事	なし						平成30年6月30日退任
渡邊博幸		理事	なし	○					平成28年7月1日就任
貫井信夫		監事	なし	○					平成28年7月1日就任

小阪和誠		理事	なし	○						平成 30 年 7月 1 日就任
佐々木理恵		理事	なし	○						平成 30 年 7月 1 日就任
中川均		理事	なし	○						平成 30 年 7月 1 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「役員の状況」 第3表付表1 記載方法

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「①」から「②」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。

なお、当該「①」から「②」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「①」から「②」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「③」～「⑥」の欄を記載する必要はありません。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。

なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。

 - 直接に保有する関係
　一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
　一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票	伝票 (会計ソフト管理)	随時 (随時)	7年 (永久)
現金出納帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時 随時	永久 7年
預金出納帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時 随時	永久 7年
総勘定元帳	会計ソフト管理 装丁帳簿	随時 随時	永久 7年

(記載方法)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
口							
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(注意事項)

・「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意
		する しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、財産目録、貸借対照表、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
二	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第5表)記載方法

項目	記載方法	注意事項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

認定基準等チェック表（第7表）

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構
-----	---------------------

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
<p>Ⓐ 認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。</p>					

「認定基準等チェック表」（第7表）記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓔ」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「Ⓐ」～「Ⓔ」の欄を記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人地域精神保健福祉機構	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかるわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	✓
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 ^(注2)		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
二 暴力団の構成員等の有無	有・無

2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
-------------------------------------	--------

3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
-----------------------------	--------

4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
---	--------

6 次のいずれかに該当する法人	
イ 暴力団	はい・いいえ
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。
- 3 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。